



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士損害賠償——会社が元帳を紛失した！

～会社に2割の過失を認め、損害額を算定～

税理士の決算業務は、たとえ事務所職員が財務諸表を作成したとしても、必ず税理士自らが特例の適用などを確認し、申告後に、決算書や総勘定元帳を顧問先にお渡ししなければ完了しません。

今回は、税理士が直近の3事業年度の総勘定元帳を作成していなかったから、5年前まで遡って調査を受け、税理士事務所職員が誤った多額の買掛金を計上したため、青色を取り消され、重加算税を課されたなどとして損害賠償を請求された事例です（平成19年2月26日大津地裁・Z999-0100、平成19年7月31日大阪高裁判決・Z999-0110）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事案は、①税理士である乙と顧問契約を締結していたA社が、調査を受け、更正処分等を受けて法人税等の本税の不足分、加算税、延滞税等を納付したり、青色申告承認取消処分を受けたために法人税の減額を受けられなくなったことが乙の過誤申告等によるものであるとして、②乙と顧問契約を締結していたB社が、同族会社に関する留保金課税の不適用規定を適用せずに税務申告し、留保金課税を支払わなければならないこと等が、乙の過誤によるものであるとして、③A社及びB社の代表取締役である甲が、調査等により精神的損害を被ったのは乙の過誤によるものであるとして、A社が4125万4800円、B社が861万0725円、甲が330万円の損害金の支払を求めたもので、A社のみが控訴しました。

2. 裁判所の判断

- ① 被控訴人（原審被告）乙は、税務に関する専門家である税理士として、高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負い、補助者（税理士事務所職員丙）の行為についても自己と同一水準の注意義務を負うものと解されるから、丙が誤って多額の買掛金等を決算書に計上したことなどにより、A社が被った損害について、乙は、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。
- ② 控訴人（原審原告）A社は、丙が、平成11年から13年の各事業年度の総勘定元帳を作成していなかったため、調査において、総勘定元帳を提示できなかったことについて不法行為が成立すると主張する。しかし、A社は決算書という重要書類についての保管が杜撰であったことが認められ、総勘定元帳についても同様の保管状態であったことがうかがわれること、総勘定元帳という会社にとって極めて重要な書類を顧問税理士が作成していなかったとすると甲から丙又は乙に対し作成の要請があつてしかるべきであるのにこのような要請があつた事実を認めるに足る証拠もないことからすると、A社が乙から総勘定元帳の交付を受けながらこれを紛失してしまったと認めるのが相当であり、これが平成9年及び平成10年の各事業年度が調査の対象となった最も大きな要因となったといわざるを得ない。
- ③ A社が納付した本税の不足分は損害といえないが、加算税等1410万6900円と審査請求に係る税理士費用25万円（請求180万円）の合計額からその2割をA社の過失と認め相殺し、さらに、弁護士費用115万円（請求360万円）を加えると、乙はA社に対し1263万5520円の損害金を支払うべきである。
- ④ 丙が、原告B社の申告に関して、留保金課税不適用規定を適用しないで申告の処理を行い、被告が、丙の処理に基づいて申告したことは、委任を受けた税理士としての基本的な注意義務に違反するものと評価すべきであり、審査請求に係る税理士費用を除き、B社の損害を837万3100円と認める。
- ⑤ 原告甲は、調査において執拗な追及を受けたことにより精神的苦痛を受けたことから、不法行為が成立すると主張するが、調査自体は、2社の協力の下で適法に行われたものであり、会社の規模に照らせば、A社の確定申告等について最終的な責任を負うべき代表者である甲自身が、調査の対象とされて追及を受けることになってもやむをえない。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判22頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第171号(平成19年10月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628